

韓国産食品の輸入通関における現地化支援事業のご案内

(aT) 韓国農水産食品流通公社では韓国産食品を輸入する企業の円滑な事業活動を支援するため、各種コンサルティング事業を無料又は一部利用者負担により実施しております。

今年の事業について下記のようにご案内しますので韓国食品をお取り扱いの輸入企業及び流通企業の皆様のご利用をお待ちしております。

※本事業は予算がなくなり次第終了となります。サービスの申請は、お早めをお願いします。

1. 現地化支援事業の主な内容

支援分野	支援内容	備考
①法律及び一括表示等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際取引契約書作成コンサルティング（契約書の作成検収） ・商標権及び特許出願関連法規 ・日本における法人設立及び現地就労関連法律 ・貿易紛争、商品クレームに関するコンサルティングなど 	韓国輸出及び日本の輸入企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法、消費者保護法等輸入通関関係支援 ・食品表示チェック、一括表示作成支援等 ・商品規格書作成登録（eBase、ASP規格書等） 	
②コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入企業の経営、商品マーケティング調査等における各種コンサルティング支援事業 	輸入企業のみ
③機能性表示食品届出支援	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁への機能性表示食品届出支援 	
④食品検査費支援	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品検査（自主検査、成分規格検査、残留農薬検査等） ・輸入する商品の栄養成分分析など 	
⑤企業信用調査	<ul style="list-style-type: none"> ・企業信用情報調査（帝国データバンク等） 	
⑥商品パッケージデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国産輸入食品の商品パッケージデザイン支援事業 	輸入企業のみ

※上記、事業は無料及び一部利用者負担で行い、予算がなくなり次第終了となります。

※長期間の研究分析や複雑なコンサルティング等を要する事項は対象から除外

2. 支援内容詳細

■ 支援事業別利用条件

支援分野	支援上限額	利用費用	備考
① 法律一般・一括表示・商品企画書登録等	1,000,000 円/1 社	利用者負担なし	
② コンサルティング	2,000,000 円/1 社	利用者負担 10%	4 事業の合計額 利用件数等制限なし
③ 機能性表示食品届出支援			
④ 食品検査費支援			
⑤ 企業信用調査			
⑥ 商品パッケージデザイン	2,000,000 円/1 社	利用者負担 10%	品目数の制限なし

※注1) 各事業利用費用の負担率及び条件など詳細は必ず各項目を確認して下さい。

※注2) 支援上限額は当初予算額の韓国貨幣を平均為替で換算したものであり、支援上限額は年度別の為替により増減します。実際の決済は全て日本円で行います。

※注3) 水産物(水産加工含む)は上記に関わらず一律 20%利用者負担になります。但し、法律サービス(一括表示含め)は無料です。

(1) 法律一般及び一括表示等支援事業

【法律一般支援】

日本に進出したい韓国の輸出企業の国際取引契約書作成支援（契約書の作成及び検収含む）、貿易紛争、商品クレームに関する助言など、必要に応じて輸入企業における知的財産権等の照会などもご利用可能です。

【輸入通関関連】

韓国から輸入したい商品の関税率、食品衛生法、消費者保護法等輸入通関関係法規、品目別通関に必要な書類案内及び手続き関係規定、食品一括表示等について専門業者が支援します。

【商品規格書作成登録】

eBASE、ASP 規格書（インフォーマット）、メルクリウスネット、アルカナム、そうけんくん、イオン書式等取引先から指定する規格書の登録を支援します。

【利用条件等】

- ① 韓国の輸出企業及び日本の輸入企業両方が利用対象であり、1社当たり、年間最大1,000,000円を限度に利用できます。利用者の負担はありません。
- ② 法律一般支援事業及び輸入通関関連事業などを合わせての支援金額となります。
- ③ 商品規格書支援の場合、日本の流通チェーン店等の取引先担当者の登録要請メールや指示書を提出して下さい。
- ④ 一括表示及び商品規格書サービスの場合、商品成分表、製造工程表、商品ラベルなどを提出して下さい。
- ⑤ 初めてご利用される企業は、登記簿謄本コピー（直近3ヶ月以内）や韓国食品輸入意思を把握するため税関発行の 韓国食品の輸入許可通知書 の提出をお願いします。

（2） コンサルティング事業

コンサルティング事業は輸入企業における経営、会計、債権、物流改善、商品マーケティング調査提案等、輸入企業のサポート活動を通じ韓国産食品の輸入拡大を図るためのものです。

（3） 機能性表示食品届出支援事業

【事業内容】

消費者庁が管理する機能性表示食品への届出を希望する韓国食品輸入企業を支援します。

- ・当該食品において登録希望の機能性成分を既に把握されその成分が商品に含まれていること
- ・成分含有に関する試験成績書は各社で用意する必要あり（検査費は補助対象）
- ・選定優先条件は、政策的戦略品目であることや登録可能性が高い商品を優先とする
- ・提出書類：輸入総合支援事業申請書（別添）+機能性食品に関する説明資料（商品規格書等）

【利用条件等】

- ① 利用申請書受付後、弊社からコンサルティング委託業者に発注を行い、委託業者と利用者間打ち合わせを通して正式見積書発行後に、事業開始となります。
- ② 輸入企業が利用対象であり、コンサルティング事業+機能性表示食品届出支援事業+食品検査支援事業合わせて年間最大2,000,000円を限度に支援します。利用企業に10%負担が生じます。
- ③ 委託事業終了後に委託業者からの報告書共有及び事業効果測定のため、弊社から利用者に必要なデータを求める場合があります。

（4） 食品検査支援事業

安心安全な韓国産食品を日本の消費者へ提供することにより韓国産食品に関するイメージ向上や消費拡大を図るための支援になります。支援分野は「自主検査」、「栄養成分検査」、「残留農薬検査」

です。「自主検査（指導検査）」とは、輸入者に対して日本の衛生当局が指導している初回輸入時検査及び年1回の定期検査をいいます。

【利用条件等】

- ① 検査は厚生労働省に登録されている検査機関から受けた検査に限ります。検査機関の指定がなければ弊社 MOU 提携機関である（公社）日本食品衛生協会の利用をお勧めします。
- ② 自主検査の場合、初回輸入及び年1回の試験分析に限り支援します。
- ③ 栄養成分検査費用は同一品目の場合、1回の検査に限り支援します。
- ④ 生鮮野菜等の命令検査による残留農薬検査の試験分析にかかる費用を支援します。
- ⑤ 正式に輸入通関した食品に限り支援します。費用精算時には日本の税関が発行した「輸入許可通知書」の提出が必要です。また、利用申請者と輸入者が一致する必要があります。
- ⑥ 食品検査費用は、輸入企業から検査機関などへ先支払いし、関係書類を揃えて弊社へ申請して下さい。検査費精算申請書+試験成績書+検査機関（通関会社）請求書+支払い証明+輸入許可通知書（税関）
- ⑦ 輸入時に食品違反となった商品の検査費用は支援できません。

（5） 企業信用調査サービス

【事業内容】

企業信用調査サービスは、新規取引先と取引を開始する前にその取引先の信用度を調査することで不良債権等トラブルを未然に防ぐためのものです。是非ご利用ください。調査対象は韓国食品取引を目的とした日本国内の企業のみです。

【利用条件等】

- ① 輸入企業で既に取引がある調査会社を利用しても構いません。調査会社との取引がない場合は、弊社で推薦する会社を利用して下さい。
- ② 調査費用は、輸入企業から調査会社へ先に支払いをした後、関係書類を揃えて弊社へ申請して下さい。精算申請書+輸入許可通知書+調査会社請求書（利用明細）+支払い証明（振込明細コピー等）。クーポン券購入代ではなく実際に調査した金額のみ精算します。
- ③ 弊社推薦 調査会社：帝国データバンク
電話：03-5919-9331
担当：東京支社 営業第1課 井上さん
- ④ コンサルティング事業及び食品検査費を合わせて、1社当たり年間最大2,000,000円までの支援になり、予算内で何回でもご利用可能です。利用輸入企業に10%負担が生じます。

(6) 商品パッケージデザイン支援事業

【事業内容】

商品パッケージデザイン支援事業は日本の消費者が安心して購入できるパッケージデザインを目的とし取引先への信頼度向上を期待できます。パッケージデザイン会社は輸入企業が既に利用されている日本及び韓国のデザイン業者等ご自由に選べる事が出来ます。弊社提携業者もご利用いただけます。

【利用条件等】

- ① 支援をご希望の場合、申請書、現パッケージデザインを添えて 事前に申請して下さい。
- ② 弊社の提携デザイン企業以外の業者を利用したい場合は、別途、デザイン会社との契約書及び見積書を提出してください。
- ③ 年間最大 2,000,000 円を限度にご利用できます。利用企業に 10%負担 が生じます。弊社提携デザイン会社の場合、仕様別に上限額が決まっており、上限額を超える利用金額は利用者負担になります。
- ④ デザイン制作にかかる期間は約 1 ヶ月になります。お急ぎの場合は別途、ご相談下さい。
- ⑤ 精算時には支援を受けたデザインによる商品の「輸入許可通知書」及び輸入された商品を提出していただきます。
- ⑥ 精算書類：精算申請書+デザイン所有権確認書+デザイン改善報告書+デザイン会社の請求書+支払い証明（振り込みコピー等）+デザインを使った現物サンプル+輸入許可通知書

■ 各事業注意事項

- ① 利用希望者は事前に弊社担当まで別途申請書を e-mail にて提出して下さい。
- ② 支援対象は韓国から直輸入され、日本の検疫所を正式通関した商品に限ります。日本税関発行の「輸入許可通知書」を提出していただきます。また、初めてご利用企業は法人登記簿謄本のコピーを提出していただきます。
- ③ 利用者負担費用が発生する コンサルティング事業、パッケージデザイン及び食品検査費、企業信用調査 については、一旦、すべての費用を利用者が先支払いし、事業完了後に弊社に費用補助申請を行って下さい。
- ④ 事業利用可能な対象者は日本の当局に登録してある法人企業に限定します。
- ⑤ 諮問機関サービス開始後、利用者の都合により途中でキャンセルされた場合はその時点まで掛かった全ての費用を利用者が全額負担することとなりますのでご注意下さい。
- ⑥ すべての支援分野において事業申請者と輸入許可通知書記載の輸入者は一致する必要があります。

- ⑦ 水産物及び水産加工食品の場合、輸入企業の負担率は20%とし、残りの80%を弊社が負担します。但し、法律一般サービス事業は無料です。
- ⑧ 本事業は予算額に達した時点で全ての支援事業は終了となりますのでご了承下さい。
- ⑨ 特に、今年は予算が早くなる可能性が高いですので、その都度毎月ごとに申請してください。

3. 事業期間：2021.1.1～12.31 まで（受付期間 2021.3～11 月末まで）

※11 月末までに受付した分のみ当年分の支払いになります。

※申請期間内であっても、弊社の政策方針変更又は予算がなくなり次第終了することがありますのでご了承ください。

4. 支援対象：韓国食品輸入業者及び韓国自治体等関係機関

5. 事業申請及びお問い合わせ先

- ・申請方法：管轄地域別に各支社へ直接お申し込み（書類は全て e-mail にて提出）

東京支社 キム・ヒョンピョウ次長 (kfood@atcenter.or.jp)

TEL) 03-5367-6672 FAX) 03-5367-6657

大阪支社 ワン・ウンジ課長代理(kfood_osaka@atcenter.or.jp)

TEL) 06-6260-7661 FAX) 06-6260-7663

- ・提出書類：申請書→ <http://www.atcenter.or.jp/>

ビジネスページ ⇒ ダウンロード

※申請書は共通ですが、企業信用調査費、食品検査費精算・パッケージデザイン事業費補助の場合には各々の指定書式を使って下さい。

※韓国の輸出業者の場合、下記のサイトに直接申し込むこと

申込サイト <http://global.at.or.kr/>（現地化支援事業）

お問い合わせ先：mail のみ受付

【農産食品】 aT 輸出情報分析部 E-mail：hjh@at.or.kr

【水産食品】 aT 水産輸出部 E-mail：lsysl@at.or.kr

以上。

※別表：項目別支援条件一覧表及び申請書

【別表】 分野別支援条件一覧表

支援分野	支援内容	支援条件等	負担率等	申請書類
①法律サービス等	・ 契約書作成、知的財産権関係など支援	・ 韓国産食品を輸入検討している法人 ・ 一括表示チェック及び商品規格書等（eBASE、ASP 規格書（インフォマート）、メルクリウスネット、アルカナム、そうけんくん、イオン書式等）	利用者負担なし 年間 1,000,000 円まで/1社	申請書（弊社指定様式） 成分表・工程表・商品写真、輸入許可通知書等
	・ 輸入食品一括表示、添加物使用可能無、関税率等			
	・ 商品規格書登録			
②コンサルティング	・ 経営、会計、債権、現地物流及び流通改善、商品マーケティング調査等	・ マーケティング調査など	利用者負担 10% 3 事業合わせて 年間 2,000,000 円まで/1社	申請書（弊社指定様式） 調査依頼概要、輸入許可通知書
③機能性表示食品届出支援	・ 機能性表示食品届出支援	・ 機能性表示食品届出支援		申請書（弊社指定様式） 商品規格書、輸入許可通知書
④食品検査支援	・ 韓国産食品の安全性確保を図るため ・ 輸入時の自主検査及び残留農薬検査等	・ 年 1 回の自主検査及び命令検査等 ・ 厚生労働省登録検査機関に限る		申請書（弊社指定様式） 試験成績書、検査機関請求書 輸入許可通知書、支払い証明書類
⑤企業信用調査	・ 企業信用調査費	・ 食品取引を目的とした日本国内所在の企業のみ調査対象		申請書（弊社指定様式） 調査会社請求書（利用明細書） 輸入許可通知書 支払い証明書類
⑥商品パッケージデザイン	・ 日本向け商品パッケージデザイン支援 ・ デザイン会社は自由に選択可能	・ デザイン 1 件当たり上限あり ・ <u>精算には新規デザインの輸入実績が必要</u>		利用者負担 10% 年間 2,000,000 円まで/1社

※水産物及び水産加工食品の場合、すべての事業において輸入企業の負担率は 20%とし、残り 80%を aT が負担する。但し、法律サービスは無料

※法律サービス及びコンサルティング事業の利用においては弊社が指定した委託業者を使う必要があります。